

2 補助・助成、負担金

(1) 補助・助成、負担金とは

補助・助成は、NPO等が独自に行う事業に対し、行政が住民ニーズに即した公共性の高い事業と認めた場合に、その事業を助長することで公共サービスを向上させるため、資金を交付し、事業協力するものです。この場合、事業の実施責任、結果責任は、補助を受けた事業の実施主体であるNPO等にあります。

負担金は、協議会等に加わって協働事業として実施する場合に、共通の目的を達成するための資金として位置付けられるもので、成果を共有することが重要です。

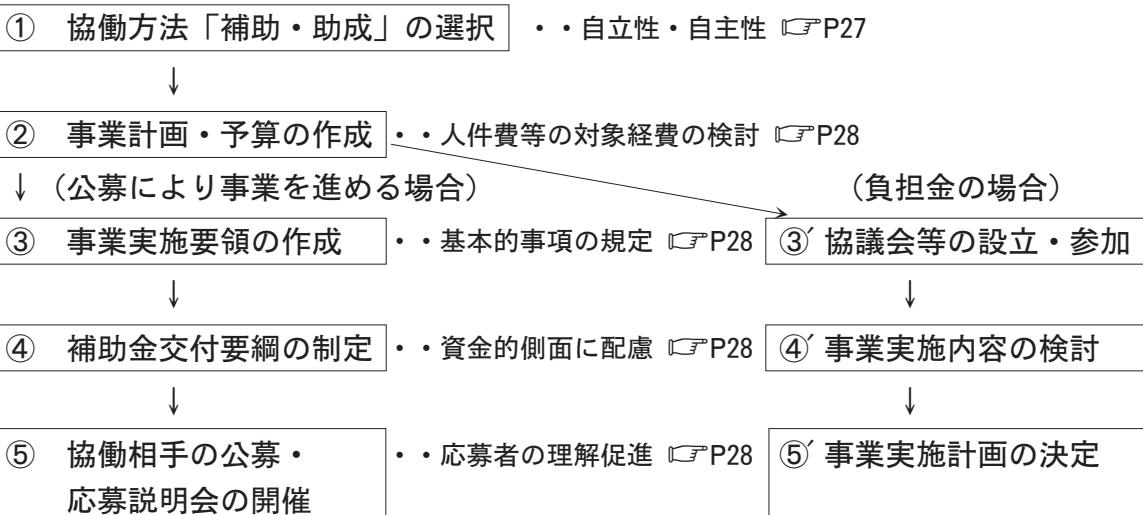
協働による取組をより進めるためには、関係者が積極的に参加することが求められますので、補助金・助成金を交付するだけでなく、負担金形式により、資金を負担しながらも事業に参加することも念頭におくべきでしょう。

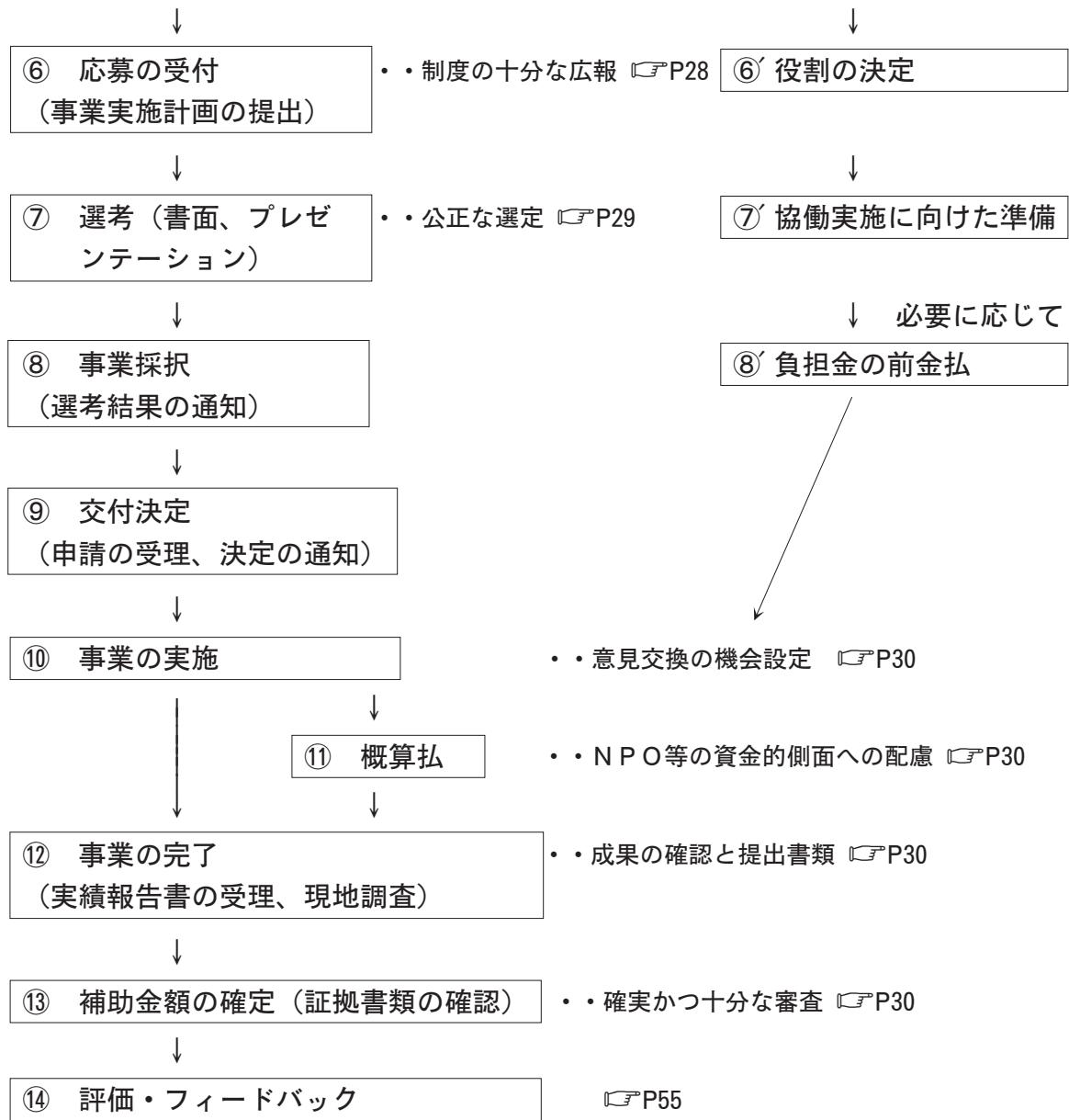
(2) 効果

- NPO等自身の活力を高めることができます。
- 補助は事業の実施主体がNPO等側にあるため、自主的、自立的な事業実施ができます。
- 行政がすぐに対応しにくい先駆的な事業に対し、NPO等が主体となって公共サービスを提供することを促進できます。
- 経費の一部を公の資金で賄うことで、補助先NPO等の専門的な知識や技術を活かした、サービス提供が幅広く可能となり、多様化・多元化する住民ニーズに適切に応えられるようになります。

(3) フロー

【キーワード】





(4) 手順ごとの留意点

① 協働方法「補助・助成」の選択

- 補助事業者は、法令や要綱、補助金の交付目的に従って誠実に補助事業を行う義務があり、一定の制約を受けるものの、あくまでもNPO等が自主的に行う事業であり、事業の結果は補助先のNPO等に帰属することを認識しましょう。
- 補助事業への依存過多や固定化、行政の過剰な関与などによって、NPO等の自立性や自主性を損なうことのないようにしましょう。

② 事業計画・予算の作成

- 補助・助成先の決定を行政が独断で判断して「なぜあの事業だけ補助されるのか?」といった声が生じないよう、説明責任を念頭に置いて事業を計画しましょう。
- 制約が多くて取り組みにくい事業とならないよう、当該事業に関わる人件費等の一般管理費を対象経費として認め、より柔軟な事業が実施できるよう検討しましょう。

③ 事業実施要領の作成

- 事業の制度設計として、事業実施要領を作成しましょう。
- 要領には、補助事業の目的、事業の実施主体、事業の内容、事業実施期間、補助率、事業実施計画調書の様式等、事業の基本的事項を規定しましょう。
- 補助・助成事業の透明性を高めるうえでも、審査基準の明確化を図り、公募を行うこと等により、より高い事業効果がある提案を得るように努めましょう。
- NPO等の自主性・自立性と公平性を確保するため、補助期間、補助回数を限定することも検討しましょう。

④ 補助金交付要綱の制定

- 長野県財務規則に基づいた要綱を制定しましょう。
- 要綱には、事業の趣旨、補助対象経費、交付基準、交付条件、交付申請の手続、実績報告、各申請書の様式などを規定しましょう。
- 要綱や様式類は県のホームページからのダウンロードを可能にしましょう。
- NPO等の資金的な側面に配慮し、事業の進捗状況に応じた概算払についても要綱に規定しましょう。

⑤ 応募説明会の開催等

- 応募者の理解を促進するため、できる限り応募説明会を開催しましょう。
- 説明会において出された質問等は、回答も含め「Q & A」などとして県のHPで公開しましょう。

⑥ 応 募

- 応募は、事業実施要領等に規定された事業実施計画書等を事業担当課で受け付けます。
- 補助制度をより多くのNPO等に知らせ、より多くの団体に機会を提供するために、十分な広報に努めましょう。

⑦ 選考

- 審査は、書類審査のほか、プレゼンテーションによる審査や公開審査の実施なども有効な選考方法として検討し、補助先決定の公平性・透明性を高める工夫をしましょう。
- 県民への説明責任を意識しながら、補助金の交付先を公正に選定しましょう。

※ 公募方式の補助金交付（例）

補助事業の公募

公募要領等の公表により、補助を実施する事業を広く明らかにし、公募要領（実施要領）には、次の事項を明示する。

- ・事業の目的（分かりやすく）
- ・補助対象事業（協働の領域を考慮）
- ・事業実施期間（なるべく期間を限定し、補助金依存に陥らせない）
- ・応募資格、補助予定団体数
- ・補助率（補助額）、補助対象経費（明確に）
- ・応募期間、応募方法（早い段階での説明会実施が望ましい）
- ・審査方法（審査基準の明確化、書面審査とプレゼンテーション審査の活用）

公募方法

公募に当たっては、広報紙・ホームページへの掲載や説明会の開催などによって、より多くのNPO等が応募できるようにする。

公募事業の選定

補助目的にそって、行政としての経費支援が必要なものであるかを事業ごとに十分検討のうえ、選定を行う。

必要に応じて、応募内容を審査・評価するための審査会を設け、その審査結果を踏まえて選定を行う。（審査委員は、職員のほか、有識者やNPO関係者などの第三者を含めるなどして、審査の専門性や透明性を高める。）

審査方法

選定に当たっての審査は、企画書等の書面審査と、プレゼンテーションを実施して審査する方法があり、必要に応じて両方を組み合わせる。

審査方法はできる限り公表するよう留意する。

⑧ 事業採択

- 選考結果は、応募者に通知するとともに、県のHPで公開することも検討しましょう。

⑨ 交付申請、交付決定

- 交付申請は、補助金交付要綱に基づき実施（補助金交付手続、補助対象経費、実績報告等）することをNPOに周知しましょう。

⑩ 事業の実施

- NPOの活動を知るために、事業の実施状況を確認しましょう。
- 事業実施期間中、必要に応じて意見交換する機会を設定しましょう。
- 事業内容の変更や中止などの事態でNPO等が困っているときを想定して、気軽に相談が受けられる体制づくりに配慮しましょう。

⑪ 補助金の概算払

- 補助金の支払は、補助事業完了後の支払（精算払）が原則ですが、NPO等の資金的な側面に配慮して、事業の進捗状況に応じた概算払も検討しましょう。

【概算払とは？】

- 1 概算払とは、支払期限到来前で、かつ、債権金額確定前にあらかじめ一定の金額をその債権者に交付し、後日債権金額の確定したときに精算する方法で、過渡しについては返納し、不足については、追給支払をしなければならない。
- 2 概算払のできる経費は、地方自治法施行令第162条及び長野県財務規則第79条に規定されている経費に限定されているが、原則として、当該経費であっても契約書、要綱等において定めがなければすることができないので留意すること。

⑫ 事業の完了

- 事業が完了した際には、補助金交付要綱に定められた期間内に実績報告書を提出するようNPO等に周知しましょう。
- 必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果を確認しましょう。

⑬ 補助金額の確定

- 補助金額の確定に当たっては、実績報告書、関係書類等から審査を確実かつ十分に行いましょう。
特に、補助金の交付決定の内容や補助条件に適合しているか、証拠書類等と支出額が整合しているかについて十分な確認を行いましょう。
- 負担金の決定に当たっては、関係者の資金力や費用対効果に配慮しながら、適切な負担割合を合意のうえで決定し、行政が丸抱えしてNPO等の自立性や自主性を損なうことのないようにしましょう。

- 事業実施後に、適正に補助金が執行されたか領収書等の証拠書類から十分な確認を行いましょう。

協働を促進するために

【運用のポイント】

- 公募方式の導入  P27
審査基準の明確化を図り、公募を行うことでNPOも参入しやすくなるうえ、補助・助成事業の透明性を高めることができます。
ただし、NPO等の自主性・自立性とNPO間の公平性を確保するため、補助期間、補助回数を限定することも検討しましょう。
- 対象経費の適切な設定  P28
NPO法人の経営基盤は決して潤沢ではありませんので、「人件費は自前で」の下請け的発想ではなく、当該補助事業に関わる人件費等の一般管理費を対象経費として認めることで、NPO等は行政との協働がしやすくなります。
- 概算払の実施  P30
NPO法人等の資金的側面に配慮して、事業の進捗状況に応じた概算払について補助金交付要綱に規定しましょう。
- 十分な広報  P28
補助制度をより多くのNPO等に知らせ、より多くの団体に機会を提供するために、十分な広報に努めましょう。
- 実施状況の確認  P30
全国のアンケート結果によると、NPOの関係者が「行政と協働してよかったです」と思う要因として、「コミュニケーションが十分にとれた」「一緒に汗をかいてくれた」という回答が多数あります。NPOの活動を知り、関係者のモチベーションを上げるためにも、事業の実施状況の確認のために現地に行きましょう。
また、事業内容の変更や中止などの事態でNPO等が困っているときを想定して、気軽に相談が受けられる体制をつくりましょう。